(設置)

- 第1条 飯山市の水道料金等の適正な改定を図り、もつて市民生活の安定及び向上に資するため、 飯山市水道料金等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。 (任務)
- 第2条 審議会は次に掲げる水道料金等について、市長の諮問に応じて調査審議するものとする。
  - (1) 飯山市水道条例(平成10年飯山市条例第8号)第27条に規定する料金
  - (2) 飯山市簡易水道等条例(昭和43年飯山市条例第22号)第3条に規定する料金。ただし、飯山市旭北部簡易水道に係る料金を除く。
  - (3) 飯山市斑尾高原簡易水道条例(昭和47年飯山市条例第26号)第3条に規定する料金
  - (4) 飯山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成12年飯山市条例第16号)第24条に規定する手数料
  - (5) 飯山市営住宅条例(平成9年飯山市条例第27号)第14条に規定する家賃
  - (6) 飯山市下水道条例(平成2年飯山市条例第21号)第23条に規定する使用料
  - (7) 飯山市農業集落排水施設条例(平成元年飯山市条例第10号)第14条に規定する使用料
  - (8) 飯山市戸別合併処理浄化槽条例(平成19年飯山市条例第22号)第12条に規定する使用料 (組織)
- 第3条 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。
- 2 委員は、飯山市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから必要のつど市長が委嘱する。
- 3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。 (会長)
- 第4条 審議会に会長を置き、委員が互選する。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 (補則)
- 第6条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。